

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

旭川国民年金 事案654

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

昭和42年*月、20歳になると同時に、A市役所において国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒にA市の集金人に納付した。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立人は、昭和42年*月に20歳で国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、A市の集金人に夫の保険料と一緒に納付していたとしているところ、A市では、当時、市が委託した集金人が保険料の徴収を行っていたとしている上、夫の申立期間の保険料は、納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで
昭和50年11月4日から51年2月29日までの期間に、株式会社Aにおいて、B業務担当として勤務したが、同年2月の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同年の昭和51年に当該事業所で同被保険者資格を喪失している同僚が、6人確認できるところ、このうち、雇用保険の被保険者記録において、離職日が申立人と同じく月末日となっている3人は、厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも同被保険者資格喪失日が、雇用保険の離職日の翌日であることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、昭和51年2月末日付けで退職願いを出している」と記憶しているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年3月1日付けになると思う。株式会社Aの事務担当者が間違えて社会保険事務所（当時）に届け出たのではないかと考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和51年1月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月1日から64年1月1日まで
昭和54年1月1日、有限会社Aに入社し、63年12月31日までB業務として勤務した。

申立期間中の給料支払明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、有限会社Aから提出のあった申立人の賃金台帳及び申立人が所持している当該事業所の給料支払明細書から、申立人が、申立期間中に当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の同被保険者資格取得日は、オンライン記録と同日（平成元年4月1日）であることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時、賃金台帳及び給料支払明細書の厚生年金保険料控除欄には、便宜的に民間保険の所得補償保険の保険料控除額を記載していた。所得補償保険に加入するにあたっては、保険会社の担当者に来てもらい、従業員に説明し、本人の了承を得た上で加入させた。有限会社Aは、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、適用事業所となる前の期間においては、従業員は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚からも、同内容の供述があった。

加えて、申立人が所持する申立期間中の給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除額の欄に記載されている金額は、給料の総支給額に見合う厚生年金保険料に比し、著しく低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。